

陳炯明叛変後の広東・広州情勢

——商団事件における労働者・商人・軍閥の動きを中心に——

生 田 頼 孝

はじめに

これまで、陳炯明叛変（1922年6月16日）後の広東・広州情勢といえば、第三次広東軍政府の成立（1923年）以後の動向を描いた論文が多く発表されて来た。その動向と当時の広東社会の矛盾が具体化したのが「広州商団事件」（1924年10月15日）であった。この事件の概要として、多くの論文から見るならば、第三次広東軍政府の成立による雲南軍等、多くの客軍の駐留とそれら客軍による独自の徴税と収奪によって、孫文政権（第三次広東軍政府）が税収不足をきたし、ために、広州市内の商人に対し、重税をかけたことが、広州商人の自衛組織としての「広州商団」の反乱を招いたとされている¹⁾。筆者もこれらの議論には同意するものの、広州商団事件について、考察したい点もあるので、本論文では、その点について、論じてみたい。

1 陳炯明叛変と第三次広東軍政府の成立

陳炯明叛変によって、孫文は広州市内を脱出、沖合いに泊めていた軍艦・楚豫に避難した。

孫文の命令によって、翌17日より、艦隊によって、砲撃が始められた。この砲撃によって、砲弾が商店街、民家等に飛び込み、民間人に多くの死傷者が出た²⁾。広州市民は砲撃再開を恐れ、27日には、代表を孫文の元に送り、交渉に当たらせている。

これらの動きに対し、孫文の回答は「もし、広州市民が、陳炯明が再び広州に戻って来て、大局を維持することを請求しないならば、砲撃再開はしない」。しかし、「もし、今朝、陳氏が省に着けば、直ちに今朝、砲撃し、今晚戻れば、今晚、砲撃する！」というものであった³⁾。広州市内には、目立った軍事的防衛措置はなく、反乱軍は市内に分散していた⁴⁾。故に、反乱鎮圧のためには、広州市内への砲撃が不可欠だったのだろう。しかし、これによって、孫文は広州市民の信頼を大きく損なったことは容易に想像できる。

これらの一連の攻防の後、孫文は、広東省を脱出することになり、上海に去った。広州市民は大いに喜び安心し、商店は一斉に開業した⁵⁾。孫文の前衛勢力による国民（国家）統合の思想⁶⁾は、独自の軍を持たぬこと、また、広州の商人との対立⁷⁾が原因で、第一次広東軍政府（1917年）の敗北⁸⁾に続き、2度目の敗北になった。しかし、翌1923年、孫文は、自らをかつぐ外省各軍によって、広州市内に入り、広東省に復帰する。第三次広東軍政府の成立である。陳炯明は広東東部に追われた。だが、これによって、広東省には外省各軍（軍閥）が横行し、大きな損害を与えることになる。この当時、広東を訪れた米国人・H = A = フランクは、その著書『華南遊歴』にて、当時の広州の風紀について、以下のように述べている。

「今や、この偉大な理想主義者の治下で、政府の悪党の懐を肥やし、地方にはびこる傭兵を養う巨額の軍費を捻出するために、無数の賭博場、阿片窟、売春宿が、いたるところ、堂々と店を張っていた。どんなところでも、バンド沿いでさえ、かつては真っ白で、今や薄汚くなった布カーテンを押し開けるだけで、開帳中のファンタン賭博を見ることができた。広州の街中のみでなく、その他どこでも、これら華南の盗賊的軍隊が勢力を持つところでは、阿片窟、賭博場、売春宿は、これら軍閥の手で、または軍閥の後援で、おおっぴらに経営された」⁹⁾。

孫文が自己の軍事力を有さない状況は、相変わらず、続いていた。又、孫文政権は、広東省各地に割拠する軍閥軍が独自に徴税することによって、税収不足に苦しんでいた。横山宏章氏に言わせば、「この財政難を克服しない限り、満足に軍事費の捻出もできず、強固な革命政権の樹立は無理であった。このため、孫文は革命行動の前提として、まずは財政的充実の施策に取り組むことが急であり、それなくして、何らの民主的改革も不可能であった」¹⁰⁾。

1923、24年は、第三次広東軍政府にとって、大幅な収入減となった年であった。これについて、横山氏は、次のような分析を行っている。

- ① 第三次軍政府の政治的軍事的基盤が弱いため、多くの借款や公債発行が望めなかったこと。これまでの広東省財政も、多くの戦役によって、赤字財政であったが、それは例年、1千万元を超える借款や公債で補っていた。しかし、この両年は200万元台にとどまったにすぎない。
- ② 広東省における孫文の支配が省中央部にとどまり、税収入の多くは省東部の潮梅、惠州西部の瓊崖、高雷、欽廉等を支配する陳炯明に流れていたこと。
- ③ 孫文政権の支配地域においても、多くの客軍が賭博税をはじめとする各種徴税機関を接收し、独自に徴税して、財政庁に収めることをしなかったこと。各客軍が横領した直接収入は年間1300万元近くにのぼり、省庫収入に匹敵する税であった¹¹⁾。

これらによる収入不足をしのぐために、孫文の政権は、例えば、「総商会」（「広東総商会」のことと思われる）に対しては、1年分の税金を前納させようとしている¹²⁾。さらにこの「総商会」に対し、無担保の軍用米調達、軍費20万元の借金を申し込んでいる¹³⁾。質屋に対しても、「印紙税を担保に」、「8万元の借入れを強要」していた¹⁴⁾。

また、「新税の増加や税率の引き上げといった重税政策」がとられた。これらのうち、「鄒魯が設けた新税だけでも、商業牌照費、業個保証、屠肉捐、鮮魚捐、上糸座厘があげられる」という状況であった¹⁵⁾。1923年から24年にかけて、新税の種類は70から80種にも及んでいた¹⁶⁾。

これらの政策には、反発が起こった。繰り上げ納税には商店が反発し、質屋はストに入った¹⁷⁾。1923年9月には、「広州三市行罷業」が起き、羊肉業、「酒楼茶屋飯店」、爆竹業が参加している¹⁸⁾。12月には銀業とも徴税をめぐって対立し、翌年3月には、銀業もストに入った¹⁹⁾。

上記の②については、1923年の時点で、1800万元が陳炯明に流れたともいわれる。③の軍閥軍（客軍）の総収入を上回る額である²⁰⁾。筆者は、「商紳政権－連省自治の理念と現実－広東省の場合」三部作において、陳炯明が、広州の都市商人（「商」）と農村部の地主たる郷紳（「紳」）を支持基盤にして、政権運営を行ったと論じた。また、陳炯明は自身の政権が「商」の他に、農村部の「紳」の

支持も取り付けることによって、都市商人にのみ負担がかからないように、政権運営を行なっていたと思われる²¹⁾。

陳炯明は、広州からの退去によって、「商」の部分は失った可能性が強い。しかし、「紳」を支える広範な農村部は保つことで収入を得ていたと言えよう²²⁾。

では、「商」（都市部・広州）を押さえていた孫文の第三次広東軍政府はどうなって行ったのであろうか。この政権は、先の横山氏に言わせれば、「軍閥的収奪によって、政権維持を図る以上、旧来の軍閥政権と変らない体質を持っていると映らざるをえなかった」のであった²³⁾。「紳」の部分を有さず、しかも、多くの客軍による税収横領と呼べる状態の中で、第三次広東軍政府は片肺飛行以下の政権であった。そして、この政権に「商」の部分で敵しようとしていたのが「商団」と称する勢力であった。

2 商団軍の存在

広東省内には、商団と称する組織があり、自衛のために独自に軍を有していた。その中の1つが広州市の「広州商団」であった。「広東の商団軍は民国元年革命の際組織せられ戦後陸軍部の許可を得た。其兵力は全省を通じて十万人を超え、嚴重な選択と充分な訓練とを経た者で孫文軍、陳炯明軍の何れよりも優勢である。此中六万人は充分な武装を具え何時でも出動し得る丈の準備を整えている。広東省城では登録者1万人に達し、其中7千人は武装して毎日訓練を受け、商団軍と記した肩帯を掛けて市中を警備している。省城の商団は昨年軍資金百余萬元を拠出し、沙面の英国領事の紹介に依り米国から新式無煙連発銃1万丁、弾丸百万発その他多数の兵器を仕入れた。又連年の戦乱に兵器の民間に流入する者多く、其武力は見る可き者があると伝えられて」いた²⁴⁾。

塩出浩和氏によれば、彼ら「商団は変転極まりない政権と距離を置き、特定党派と関係を持たぬことを旨とし」、各商店は兵士を出さぬ時は、増額の財政負担を担っていた²⁵⁾。商団は、商人の自治組織であり、商店街は武装した「商人自治区」の性格を有していたようである。

3 商団－第三次広東軍政府の緊迫

片肺飛行以下の第三次広東軍政府は、「広州市統一馬路両傍舗業権弁法」を公布した（1924年4月1日）。これも新種の課税を目的としたものであった。この「弁法」は「土地所有者である舗主との伝統的で複雑な権利関係を廃止して、各商店の資産見積もり高に応じて課税し、かつ、地価に応じて、買い上げる（孫文の平均地権の考え方に基づく）ことを広州市全体に及ぼさんとするものであった」²⁶⁾。しかし、広州商団は高税負担等（その税率は5割）²⁷⁾ 故に反対した。広東の商団軍は広東省内で、98団体の中、70団体が参加する形で、商団大会（5月20日～31日）を開催し、上記「弁法」を撤回しない限り、5月28日には広州全市のストを招くと警告、広東軍政府は「弁法」を延期せんとしたが、商団側は「弁法」永久廃止を迫り、受容せられない場合、「干戈に討つたうも辞せずと称した」²⁸⁾。結果として、広東軍政府は「弁法」を撤回せざるを得なくなる²⁹⁾。また、商団大会では、「連防商団」、その中心としての「連防総部」結成の決議がなされていた³⁰⁾。

連防商団は、「30 万元の巨富を擁し、多年匯豊銀行の広東支配人を務め、広東総商会会長に歴任した」陳廉伯を総長に選出した他、「商団軍其者が政治的色彩の加わることを嚴重に戒め、嘗て官歴を有したる者および政治的色彩を帯ぶる者は全然その加入を許さない。会員が官職に就いた時には直ちに除名する規定である」³¹⁾。連防商団の成立によって、広州、ことに商店街は一層、商人自治区的性格を強めるようになったと言えよう。連防商団は、成立のこの時点で、「軍事政府に対しては隠然一敵国を成し、遠からずして大衝突を惹起す者と一般に信じられている、而して商団軍が軍事政府に代わって政治の実権を握り、一般市民を戦火から救出するであろう」と考えられるようになった³²⁾。事実、九江では、雲南軍（2000 人）との衝突が起きていた。この衝突に際し、「連防総部」が動き、1100 人を九江に送った他、各商団軍約 3000 人が来援し、各地の九江人も多くが軍資を送り、「香港だけでも 50 万元に達した」³³⁾。結果として、雲南軍は撃退された³⁴⁾。さらに連防商団を成立させた大会では、「商団軍の実力拡充のため」、ドイツからの武器購入が決定された³⁵⁾。

4 「商団事件」の発生

1924 年 8 月 12 日、商団が注文した武器を積んだ貨物船「ハーバード」号が広東に来航した。「該武器は商団軍と雲南軍第二軍長范石生とが独逸より注文したる独逸品なるが、若し、之等武器が商団軍又は雲南軍の手に入らば、孫文に対する由々しき脅威たるべきが故に同船の監視及荷揚防止のため、大本営より現場に監視船を派遣」³⁶⁾ せんとし、「孫文は護照の発給を禁じ、荷揚げを防止することに決せり」ということになった³⁷⁾。「武装した商人自治区」が武力の強化によってさらにその独立性を高めれば、第三次広東軍政府はどこにも資金源がなくなるからであろう。雲南軍第二軍長范石生が商団と共に武器を注文したのは、范石生の軍は商業地区の西関を財源にしており³⁸⁾、この時点では、商団と行動をともにしようとしていたのである。

第三次広東軍政府と商団は輸入武器問題で対立した。25 日にはゼネスト状態になった。政府側は武力攻撃によるゼネスト解除を示唆した。この時、范石生、同じく雲南軍の廖行超は両者の間で調停に入っていた。西関が戦火に見舞われれば、経済的に多大な損害をこうむるからであった。この調停の中で、「商団聯防」（連防商団のことと思われる）の改組、省長の下への節制に置いた後、范石生、廖行超の責任の下での全武器の返還をうたっていた³⁹⁾。

しかし、第三次広東軍政府は差し押さえた「武器を密輸入として没収し、孫文政府の親衛軍を組織するか或は客軍に供給して、武備の充実を計ると共に其一部を 1 挺六十元に払下げ軍費の一部に充てんとしたのである。更に商団対抗策として農団軍及工団軍の組織も計画された。廖省長が農団及工団に内意を通じて没収武器の交付を求めさせたのは其一証である」⁴⁰⁾。さらに、広東省内の各軍に没収武器が分配され、没収武器の全ての返還は不可能となった。没収した武器の変化交渉が行き詰まり、商団と政府は断絶する⁴¹⁾。

「工団」とは、労働者の組織のことである。当時の広州では、労働者組織の大半は国民党の影響下にあり、国民党員で広東省長の廖仲愷の下で組織化が進められていた⁴²⁾。労資対立が既に陳炯明統治下で激化しており⁴³⁾、商団対抗策として、国民党が労働者を組織するのは比較的容易だったと思われる⁴⁴⁾。

1924 年 10 月 10 日、国慶節祝賀の労働者によるデモが行なわれた。北伐軍の兵糧を得るため、孫

文は、没収武器の一部返還を広州市内西濠口にて行ない、商団側は、それらを連防総部に運び入れていた。デモ隊は連防総部へと向かい、商団打倒等を叫んだが、その際、デモ隊を組織していた「工団」側で空に向けてピストルを一発放つと、武器を奪われると考えた商団側はデモ隊と衝突する形となり⁴⁵⁾、工団側に死者が出た⁴⁶⁾。連防総部に「工団」が向かったのは、返還武器の奪還が目的であったという説がある⁴⁷⁾。

この時、武器返還の作業にあっていたのは、李福林という人物である。李福林は独自の軍を持ち、その軍は「福軍」と呼ばれた。衝突発生時、李福林は、商団側に立ち、デモ隊の逮捕等をしていった。先の塩出氏によれば、李福林は「商団との対立を決定的にしないよう行動していた。彼等の軍事的基盤は広州の商業地区であり、商人との決定的対立は避けたかったのであろう」と論じられている⁴⁸⁾。

國慶節のデモ中にピストルを発射したのが誰かは、筆者の持つ資料等からは不明である。しかし、「連防総部」に「工団」が向かい、かつ、デモ隊中の何者かがピストルを発射したのはことによると、既に激化していた労資対立をさらに先鋭化し、労働者の商団に対する敵意をあおることで、労働者層を第三次広東軍政府側に引き込み、商団との対決に備えるための策謀であったかもしれない。「此衝突後工団長施卜は要路当局者に対して頻りに商団の徹底的抑圧を求め」⁴⁹⁾ている。この時点では、労働者を味方につけようとした第三次広東軍政府－軍閥を経済的利害から味方につけた商団という構図が見える。当時の資料によれば、雲南軍の「范石生、廖行超の両人は其調訂条件が政府の履行する所とならず、調訂者としての面目が全く蹂躪せられたのを深く憤り、廖軍は北伐と称しながら英徳に下車して進まず、范軍は病兵と称して東江の駐防軍を省城に引上げ、省城に於ける両軍の兵力五千に達し商団と連合して倒孫を計画して居ると伝えられ」さえしていた⁵⁰⁾。当時、各軍の関心事は、財政を掌握しつつ、自己の勢力を拡大することであり、国民革命などは関心外であった⁵¹⁾。第三次広東軍政府としては、軍閥が軍政府と商団のどちらに味方するか分からない、という状況の下で、商団と対立する労働者層を味方に引き込むことによって、貴重な戦力たり得るという読みがあったのではないか⁵²⁾。広東軍政府としては、自らと対立し、存立基盤を危うくする商団とは、いずれ対決せねばならないという認識であったのであろう。

他方で、商団側は、返還された武器が少ないこと（銃器は購入額の2分の1にも及ばず、銃弾は10分の1にも及ばなかった）⁵³⁾に不満を抱き、商団側は政府打倒を叫んで蜂起、西関にバリゲードを築き、広州の支配を狙った⁵⁴⁾。それに対し、雲南軍を率いる楊希閔を商団攻撃の総司令官として⁵⁵⁾、「10月15日の午前4時になって、孫文政府の軍隊は遂に商団攻撃の火蓋を切った」⁵⁶⁾。第三次広東軍政府は、商団側の機関銃、大砲の装備も無い6千人程度の兵力に対し、機関銃、大砲を装備した2万の兵力を投入した⁵⁷⁾。その結果、広州市内では激戦が展開された。

「李福林の福軍、呉鉄城の警衛軍及び許崇智の粵軍は三面から西関の商団軍を攻撃した。其中最も勇敢であり同時に残虐であったのは福軍で、機関銃を以って共産党の学生軍を援護し、且つ市街に放火した」⁵⁸⁾。

福軍以外の軍によっても、放火、さらには、略奪がなされた。「各軍は開戦と共に市内数か処に放火（各軍、就中、警衛軍は理髪業者を始め下級労働者をして放火せしめ、放火したるものに対し銀八元を給したりと伝えらる）したる為、市内は恐怖に襲われたるが、同日午前十時頃より各軍兵士の掠奪行われ、市内は名状す可らざる混乱状態に陥」⁵⁹⁾った。共産党や労働者が商団攻撃に参加しているところは労資対立の顕在化であると同時に、広東軍政府の戦力たることを期待した軍政府当局の期待に答えた形

であると言えようか。この時の放火による火災は翌 16 日午後 8 時まで鎮火しない始末であった⁶⁰⁾。

また、商団事件直前、范石生も説得されて、結果として、商団攻撃を了承している。「従来商団軍を暗に後援して居た范石生が斯く態度を一変した、事は商団軍に取って大打撃であった」⁶¹⁾。なぜ、各軍閥軍は商団との対立を避ける態度から、商団攻撃へと動いたのか。

福軍を率いる李福林は孫文の大本営がある河南島の出身であり、この地の実質的支配者であった。孫文にしてみれば、拠点のある河南島をおさえている李福林を満足させることができなければ、死活問題になった可能性があるだろう。広州の軍閥の中で、最も傲慢だったのは雲南軍だったとされるが、次いで傲慢だったのが福軍だったとされる⁶²⁾。こうした福軍の態度の背後には、自分たちが孫文を支えているのであり、孫文も自分たちに頼っているのであって、孫文の側から自分達の利害に反する行動をとることは難しい、という読みがあったように思われる。略奪について、「最も獲物が多かったのは福軍で」あった⁶³⁾。軍政府軍兵士の「注目の的となったものは古着屋と西洋雑貨店とであった。兵士達は古着や毛布や大きな風呂敷包みを吊るして市街を練り歩いた。四牌楼及び靖遠街の古着屋を荒らしたのは主として福軍の兵隊であったという事である」⁶⁴⁾。

孫文は、独自の軍を有する李福林を略奪という餌と引き換えに、商団攻撃のために動かそうとしたのであろう。そして、李福林としては、略奪によって、自己の勢力に利益が得られることによって、それまで保っていた商人との「対立を避ける」という態度を変えたのであろう。故に、孫文の側は戦闘中または戦闘後の放火暴行を黙認せざるを得なかったのではないかと思われる。事件に際して、略奪品が最多であった李福林は「其為却って各将領の嫉視を免き李福林の懲戒免職が責現せんとする勢であったので李は各地から部下を召還して之に具え再び開戦に至らんとする情勢であった」⁶⁵⁾。これらの各軍の動きからも自軍の勢力第一という当時の軍閥の実態が見て取れる。孫文としては商団と工団を衝突させることで、労働者を自らの陣営に引き込みつつ、第三次広東軍政府成立時、陳炯明を広東東部に追い、又、当時の広東省の実質的な支配の実力（者）は軍閥であることから、軍閥軍を商団攻撃の主力と認識し、略奪という餌を与えることで、商団に味方した自勢力第一という軍閥を自陣営に引き込み、商団攻撃の戦力としようとしたのではないか。そして、自勢力第一という動きは雲南軍も同様であった。

「最初、商団側に在りては、開戦せば、雲南軍范石生、廖行超は商団に加担するか或は少なくとも中立に出づべしと信じ居たるに開戦後、右の予想、外れたること」も商団の敗因となった⁶⁶⁾。

雲南軍は市内の「大新公司」屋上に陣取り、機関銃を撃ち、商団軍に打撃を与えた⁶⁷⁾。略奪にも参加している⁶⁸⁾。又、「雲南軍の高級武官は亞洲酒店に陣り其門前に中隊長の率いる衛兵を立て、別に大型民船二隻を備って河岸に繋ぎ、各軍隊の分捕品を吊るして通過するのを見ると之を線内に連れ込み、表面は火事泥を取締る顔をして其实上前をはねた」のであった⁶⁹⁾。

さらに戦闘中、商団軍が退却しようとした時、「雲南軍の廖行超は部下の一将校を商団事務所に派遣して和議の相談を持ち出し、其条件として商団から小銃四千挺を彼に交付すること、其代りに政府が若し攻撃を再開する場合には武装的調停に当たろうと言うのであった。商団側でも雲南軍の無誠意を知らぬではないが、自身達の財産の全滅を恐れて交付武器の数を減少することとしてこの申出でを承認した」⁷⁰⁾。范石生、廖行超としても、自勢力第一という姿勢は李福林と大差なかったであろう。自勢力第一の各軍の上に乗っているのが孫文の第三次広東軍政府であり、これらの各軍を略奪等の餌と引き換えに、商団と言う敵を倒すために利用しようとしたのであろう。故に、「孫文政府は其各軍の幹部会議に於て最初から市街を焼討ちし且つ商店を掠奪する計画を定めたものであ

る。其順序は先づ工団軍に放火を受持たしめ、之に乗じて各軍隊が市街に進み入った後ちは掠奪勝手たるべしというにあった。故に孫文の目的は単に商団と戦う斗りでなく、西関の富裕な店舗を襲うて其欲望を満足せしむるにあった」⁷¹⁾のであった。この時点で、孫文の国民統合の思想は、その担い手である軍すら、広東一省においてさえも統合されていないという現実を利用せねばならないという皮肉な状態であった。

5 肅清された楊希閔と追われ行く陳炯明

商団事件の翌年（1925年）、陳炯明に対する討伐戦が戦われた。第三次広東軍政府は全国統一のための北伐を行っていたが、江西、湖南等で苦戦していた。この時、広東東部にいた陳炯明が廣州への反攻を試みていたのである。広西省桂林からは、陳炯明と結んでいた沈鴻英が廣州攻撃を準備し、廣州市内の商団軍も、陳軍に呼応、蜂起する構えであるとの情報が入った。そのような危機の中で、雲南軍の楊希閔を主席として、第5回軍事会議（1925年1月18日）が開かれた⁷²⁾。この会議の結果、陳炯明への攻撃（第一次東征）が実施されることになる。

これらの戦いで、3月1日から7日の期間、「潮汕戦」（すでに敗走していた陳軍を国民党軍が追撃し、3月4日には汕頭から陳軍を退却させた戦闘）が戦われた。この戦闘の最終日、陳炯明は廈門に脱出し、さらに上海に向かった⁷³⁾。

この潮汕戦では、「徴税」という名の略奪によって、利益を得ようと、将軍たちは我先にと町や村を占領しようとし、そのために、部隊間の連携が戦闘中であるにもかかわらず、妨げられていた。しかし、黄埔学生軍は軍律が厳正で、人民の歓迎を受けた⁷⁴⁾。

黄埔学生軍は黄埔軍官学校（1924年6月16日開学）から派遣された軍である。この学校には、国民党の「党代表」が置かれた。これは、ソ連軍同様、コミッサール制が導入されたことを意味している⁷⁵⁾。コミッサールはロシア十月革命後の革命戦争当時、労農赤軍として発足したソ連軍において、旧帝政軍将校を軍幹部に採用したことから、彼等がボルシェビキに敵対するのを防ぐために設置された制度と人員である⁷⁶⁾。この学校の設立は「革命軍組織の起点であり『主義を持つ軍隊』の誕生であった」と評価される⁷⁷⁾。陳炯明叛変は、孫文に、「みずからの精強な軍隊の錬成」を目指させた⁷⁸⁾。それは、中国国民党が他勢力を物理的暴力装置である軍事力によって解体し、国民（国家）統合を目的として戦う、ということの意味していた。換言すれば、自勢力第一という軍閥に依存する体制からの脱却であった。孫文の国民（国家）統合の思想を物理的に保障する組織の出現だったと言えよう。

第一次東征の勝利の後、楊希閔は肅清される。広東省において最大軍閥であった楊希閔を肅清しなければ、軍事力統合等の望みは無かったからである⁷⁹⁾。この肅清によって、楊希閔は敗北、逃亡した。又、この後、陳炯明の勢力も、第二次東征によって平定された。

おわりに

商団を撃破し、楊希閔や陳炯明を肅清し、広東省を平定することは、軍閥混戦状態にあった当時

の中国を軍事力で統一するための第一歩であった。軍事力での全国統一は中国国民党の一方支配の下で、国民（国家）統合を目指すものであった。まずは、全体を構築してから、内部を整える手法であったとも言える。政治的民主化によって、各地方から自治を行い、次いで国家全体の構築に進むという陳炯明も唱えた「連省自治」とは正反対のやり方であった。1926年に始まった北伐によって、各省で行われていた連省自治運動は解体された。北伐後、中国は一応の統一を見たが、その後も国民政府内部の対立等が続いた。本格的に中国を統一するのは、中国国民党を大陸から追った中国共産党であった。しかし、中国共産党政権下においても、「諸侯経済」と称する各地方、又は、中央－地方の対立があり、又、鄧小平によって発動された改革開放政策の下で、資本家が台頭し、労農階級の階級政党であったはずの中国共産党に、資本家が入党するようになった。商団事件で、商人（資本家）への武力弾圧に加わった中国共産党であったが、中国共産党統治下における今日の中国での経済の自由化によって、資本家（商人）が益々台頭し、労資対立も今後、激しくなるかもしれない。深町英夫氏によれば、かつて、「孫文によって創設された中国国民党は元来、中華民国にもっとも強い帰属意識を抱く革命エリート集団であり、前衛革命政党として独占的・排他的に権力を掌握し、国家と社会との唯一無二の媒介になるという『党国全体主義体制』の樹立を構想していた。そして、『訓政』と呼ばれる政府による人民の馴致を通じて民族共和国に対する帰属意識を普及させ、革命エリート自身を雛形として近代的国民を創出するという」ことを目指していた⁸⁰⁾。

中国共産党も実質的な一党独裁によって、中国を統一し、「国家と社会との唯一無二の媒介になるという『党国全体主義体制』の樹立」をしつつ、利害の多様性をある程度反映していると言えよう。しかし、各地方の対立ならびに、労資という利害が対立する2つの階級・階層を何時まで一党独裁の下に包括していただけるだろうか。利害対立が一党独裁を突き破る時、多党制が出現し、政治的民主化が実現するだろうか。今後の中国の動向に注目したい。

注

1) 広州商団事件の先行研究として、以下のようなものがある。

北村稔『第一次国共合作の研究』岩波書店、1998年

塩出浩和「広東商団事件－第三次広州政権と市民的自治の分裂－」『東洋学報』第81巻第2号。以下、「広東商団事件」と略す。

栃木利夫「商団事件敗北の歴史的意義－1924年広東における革命と反革命」『長崎造船大学研究報告』第11巻第1号。以下、「商団事件敗北」と略す。

波多野善大「商団事件の背景－一九二四年における広州の現実－」『愛知学院大学文学部紀要』第4号。以下、「商団事件の背景」と略す。

三石善吉「商団事件と黄埔軍校－黄埔軍校の発展（その一）－」『筑波法政』第8号。以下、「商団事件（一）」と略す。

横山宏章「広東政権の財政逼迫と孫文政治」『社会経済史学』vol142-5。以下、「財政逼迫」と略す。

2) 陳定炎、高宗魯「聯省自治の実行者（八）」『伝記文学』第64巻第2期、p.133。この砲撃については、米国総領事も抗議の声を上げた（同上）。

3) 同上、p.134

4) 同上

5) 同上、p.140

6) 孫文は、政治的民主化よりも、中国人民を1つの国民として統合することを重視していたと思われる。この件に関しては、拙稿「商紳政権－連省自治の理念と現実－広東省の場合」（『立命館文学』569号 p.85）を参照されたい。

7) 陳炯明統治下においても孫文は北伐のために商人に重税をかけようとしていたと思われる。拙稿「商紳

政権－連省自治の理念と現実－広東省の場合（終編）」（『立命館文学』576号）参照。

- 8) 市古宙三『中国の近代』河出書房新社、1990年、pp.215-216
 - 9) 「商団事件の背景」前掲書、p.4、訳文は「商団事件の背景」のそれを転載。
 - 10) 「財政逼迫」前掲書、pp.23-24
 - 11) 同上、p.24
 - 12) 「広東財政近状」『支那時事』第3巻第7号、1923年4月、p.55
 - 13) 『時報』1923年11月25日
 - 14) 『時報』1923年11月17日
 - 15) 『華字日報』1924年3月19日
 - 16) 「商団事件」（一）、前掲書、p.56
 - 17) 「財政逼迫」前掲書、p.29
 - 18) 『時報』1923年9月30日
 - 19) 『時報』1923年12月29日 『華字日報』1924年4月2日
 - 20) 『華字日報』1924年3月13日
- 以上の財政状況についての『支那時事』、『時報』、『華字日報』の各資料は、「財政逼迫」からの転載である。
- 21) この問題に関しては、拙稿「商紳政権－連省自治の理念と現実－広東省の場合」（『立命館文学』569、571、576号）を参照されたい。
 - 22) 陳炯明がどのように農村部で収入を得ていたのかに関しては、拙稿「彭湃に関する一考察－陳炯明との関係を中心に－」（『立命館文学』627号）を参照されたい。
 - 23) 「財政逼迫」前掲書、p.30
 - 24) 「商団軍の発達」『北京満鉄月報』第1年第4号、pp.32-33
 - 25) 「広東商団事件」、pp.65-66
 - 26) 「商団事件」（一）、前掲書、p.55
 - 27) 「商団軍の発達」前掲書、p.34
 - 28) 同上、pp.33-35、「商団事件」（一）、前掲書、p.56、「財政逼迫」前掲書、pp.30-31
 - 29) 「商団事件」（一）、前掲書、pp.55-56
 - 30) 「商団軍の発達」前掲書、p.33
 - 31) 同上
 - 32) 同上、pp.33-34
 - 33) 同上、p.36
 - 34) 「孫文政府と商団軍の抗争」『北京満鉄月報』第1年第5号、pp.179-180
- 九江で撃退された雲南軍が本文中に見る范石生等の軍であるかどうかは不明である。范石生の軍は商業地区である西関を拠点としており、商団と対立しないようにしていた。雲南軍は内部に楊希閔と范石生の対立を抱えており（前掲『第一次国共合作の研究』、p.37）、范石生は楊希閔からの経済的支給を受けず、西関で独自に徴税していた可能性もあろう。九江で撃退された雲南軍は商団との対立を避けていた范石生の軍以外の軍である可能性が高いのではないか。
- 35) 「商団事件」（一）、前掲書、p.57
 - 36) 「ハブ号積載武器ニ関スル税関長内話ニツキ報告ノ件」『日本外交文書 大正十三年第二冊』1981年3月、p.524。以下、『日本外交文書 大正十三年第二冊』は『外交文書』と略す。又、原文はカタカナ書きで、句読点がなかったので、筆者がひらがな書きに直し、句読点を入れた。
 - 37) 同上、p.524。本文中で言う「護照」とは「貨物運送の通行証」のことであろう。（大東文化大学中国語辞典編纂室編『中国語大辞典』上、角川書店、1994年、p.1306、参照）。
 - 38) 「孫文政府と商団軍の抗争」前掲書、p.185
 - 39) 同上、pp.185-186
 - 40) 同上、pp.182-183、186-187
 - 41) 「商団事件」（一）、前掲書、pp.82-83。商団と政府の交渉経過については同資料を参照されたい。「広東商団事件」前掲書、p.75

- 42) 前掲『第一次国共合作の研究』、pp.39-40
- 43) 拙稿「商紳政権－連省自治の理念と現実－広東省の場合（終編）」（『立命館文学』576号 pp.19-22）を参照されたい。
- 44) 「十二日、商団軍約二千名大本営に押掛け、孫文に武器引渡方を歎願したる際、若し、願意聴容れられざる際は、広東全市商店を閉鎖すべき旨を告げたるに、孫文は其の際は全市の労働者を武装して是れに対抗すべしと応酬」（「ハブ号積載武器ニ関スル広東政府ト商団側トノ折衝経過ニツキ報告ノ件」『外交文書』、pp.524-525）している。
- 45) 「広東商団事件」前掲書、p.77
- 46) 「工団軍ト商団軍トノ衝突起リ工団軍兵七名即死ノ件」『外交文書』、pp.536-537
- 47) 「孫文政府の広東省城焼討」『北京満鉄月報』第一年第七号、p.46
- 48) 「広東商団事件」前掲書、p.79
- 49) 「孫文政府の広東省城焼討」前掲書、p.46
- 50) 「孫文政府の広東省城焼討」前掲書、p.46
- 51) 前掲『第一次国共合作の研究』、p.35
- 52) 「孫文政府と商団軍の抗争」前掲書、pp.186-187
- 53) 「広東政府対商団紛争ノ経過ニツキ報告ノ件」『外交文書』、p.548
- 54) 「財政逼迫」前掲書、p.34
- 55) 前掲『第一次国共合作の研究』、p.50
- 56) 「孫文と中産階級」『月刊支那研究』第1巻第1号、p.183
- 57) 「孫文と中産階級」前掲書、p.184。「広東政府対商団紛争ノ経過ニツキ報告ノ件」前掲書、p.549
- 58) 「孫文と中産階級」前掲書、p.184。既に第一次国共合作が実現し、共産党員の国民党への加入が実現していた（前掲『第一次国共合作の研究』、pp.19-33参照）。共産党員が商団攻撃に参加したのはそれ故であろう。尚、「孫文と中産階級」では、15日の商団攻撃に参加したのは全て「広東省の軍隊」ということになっている。しかし、本文中に見るように、雲南軍等も参戦しており、他の資料と矛盾している。この矛盾の原因は不明である。
- 59) 「広東政府対商団紛争ノ経過ニツキ報告ノ件」前掲書、p.549
- 60) 「孫文と中産階級」前掲書、pp.185-187
- 61) 「孫文政府の広東省城焼討」前掲書、p.46
- 62) 「商団事件」（一）、前掲書、p.63
- 63) 「孫文と中産階級」前掲書、p.186
- 64) 同上、p.186
- 65) 「孫文政府の広東省城焼打」前掲書、pp.48-49
- 66) 「広東政府対商団紛争ノ経過ニツキ報告ノ件」前掲書、p.549
- 67) 「孫文政府の広東省城焼打」前掲書、p.47
- 68) 「孫文と中産階級」前掲書、p.184
- 69) 同上、p.186。本文中の「線内」は「船内」の誤りかと思われる。
- 70) 同上、pp.184-185。「雲南軍の無誠意」とは、商団側の予想を裏切り、范石生、廖行超が商団攻撃に参加したことであろう。
- 71) 同上、p.185
- 72) 三石善吉「ソ連軍事顧問団と黄埔軍校」『筑波法政』第9号、pp.73-74。
- 73) 同上、p.77、81
- 74) 同上、p.81
- 75) 川島弘三『社会主義の軍隊』講談社現代新書、1990年、p.109
- 76) 同上、pp.40-41
- 77) 「商団事件敗北」前掲書、p.12
- 78) 前掲『社会主義の軍隊』、p.108
- 79) 楊希閔粛清の経緯については、前掲『第一次国共合作の研究』pp.60-63を参照されたい。

80) 深町英夫「日常生活の改良/統制-新生活運動における検閲活動」『民国後期中国国民党政権の研究』中央大学出版部、2005年、pp.340-341

なお、中国共産党統治下での「諸侯経済」について論じた論文として、沈立人、戴園農「我国“諸侯経済”的形成乃其幣瑞和根源」(『経済研究(月刊)』1990年3期、経済出版社)がある。又、中央-地方の対立については、田畑光永『鄧小平の遺産』(岩波新書、1995年、pp.238-243)を参照。同書には、現中国共産党統治下での現代の広東省での事件も掲載されており興味深い。

さらに、中華民国時代の国民政府内部の対立については、北村稔『中国は社会主義で幸せになったのか』(PHP新書、2005年、pp.131-136)を参照されたい。

(本学大学院博士後期課程修了)

